諮問庁:内閣総理大臣

諮問日:平成28年9月9日(平成28年(行情)諮問第572号)

答申日:平成29年11月24日(平成29年度(行情)答申第332号)

事件名:「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法

等の一部を改正する法律」に関して行政文書ファイルにつづられた

文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律』の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て\*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙記載の54文書を含む1268文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月16日付け閣安保第3 08号により内閣官房国家安全保障局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消し及び文書の再特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の 手引」22頁は、「行政文書を文書又は図面と電磁的記録の両方の形態 で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取っ てできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそ のまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求 者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して 頂いておくことが必要である」と定めている。

そこで原処分で特定された別紙7-1の文書3ないし文書14(以下、

併せて「本件12文書」という。)は、上記でいう「既に保有している 電磁的記録」が存在するものと思われるので、そちらも特定を求めるも のである。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁 において、法9条1項に基づき本件対象文書を特定し、原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(以下「整備法」という。)とは、平成26年7月1日閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業が開始され、その後、平成27年9月19日に可決成立、同月30日に公布された法律である。

本件対象文書は、整備法に関して作成又は取得した文書である。

- 3 原処分の妥当性について
- (1)別紙1の文書1及び文書4の「2.」において不開示とした部分は、 これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定例的な開催場所が記 載されている。

これらを公にした場合、定例的な開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不 開示としたことは妥当である。

(2) 別紙1の文書7の「2.」において不開示とした部分は、国家安全保障会議の事務を処理する国家安全保障局が発足してから、詳細を公にしたことがない九大臣会合の開催場所が記載されている。

これらを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不 開示としたことは妥当である。

(3) 別紙1の文書3,文書6及び文書17の不開示とした部分は,国家安全保障会議における詳細な議題等が記載されている。

これらを公にした場合, 我が国の安全保障上の関心事項, 情報収集能力等が推察されることとなるため, 国の安全が害されるおそれ, 他国若

しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を 被るおそれがある。

以上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不 開示としたことは妥当である。

(4) 別紙5の文書2,文書3及び文書4の不開示とした部分は,武力攻撃 事態法改正の検討に際し開催した関係省庁局長級の会議における具体的 な検討の経緯等が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ、及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから、当該文書は、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

(5) 別紙5の文書5,文書12,文書19及び文書32ないし文書34並びに別紙6の文書1及び文書6並びに別紙7-1の文書1及び文書2並びに別紙7-3の文書1ないし文書13の不開示とした部分は、職員の直通電話番号、内線電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。

これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不 開示としたことは妥当である。

(6) 別紙5の文書32の不開示とした部分は、内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名が記載されている。

これらを公にした場合、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、 ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法5条1号、3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

(7)別紙5の文書32の不開示とした部分は、警察庁の警部及び同相当職 以下の職員の氏名が記載されている。

これらを公にした場合、慣行として公にされていない警察職員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法 5 条 1 号及び 4 号に定める不開示情報に該当する ため、不開示としたことは妥当である。

(8) 別紙8の文書1ないし文書4の不開示とした文書は、国家安全保障会 議及び幹事会において席上回収とした公にすることを前提としない文書 であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法 5 条 3 号及び 5 号に定める不開示情報に該当する ため、不開示としたことは妥当である。

(9) 別紙8の文書5ないし文書10の不開示とした文書は、安全保障法制整備に関する与党協議会(以下「与党協議会」という。)において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損な われるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法 5 条 3 号及び 5 号に定める不開示情報に該当する ため、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

(1) 「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ きである」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のとおり対象となる文書に ついて開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

(2) 「本件対象文書の電磁的記録についても特定を行うべき」であり、特に、本件12文書は、「『既に保有している電磁的記録』が存在するものと思われる」旨主張している。

しかしながら、本件12文書については、原処分で電磁的記録を特定 していることから、審査請求人の主張は当たらない。

#### 5 結語

以上のとおり、本件対象文書を特定し、本件対象文書につき、法 5 条 1 号、 3 号ないし 6 号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年9月9日

② 同日

③ 同月27日

④ 平成29年10月10日

⑤ 同年11月21日

諮問の受理

諮問庁から理由説明書を収受

審議

本件対象文書の見分及び審議

審議

### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙記載の54文書及び原処分で全部開示とされた1 214文書である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件12文書の電磁的記録の特定を 求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号及 び3号ないし6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としている。 以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性 及び不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件12文書の電磁的記録の保有の有無について
- (1)本件12文書の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
  - ア 本件12文書は、整備法に係る「平成27年GW大臣勉強会想定 集」である。
  - イ 処分庁は、本件12文書について、PDF形式の電磁的記録及び同電磁的記録を印刷した紙媒体で保存しており、原処分においてPDF形式の電磁的記録及び紙媒体を特定した。
  - ウ 本件12文書は、処分庁において元々PDF形式以外の電磁的記録として作成した文書であるが、使用を想定していた大臣勉強会までに他部局との調整が整わなかったため、調整未了であることを明らかにするために、各文書の1枚目の右上に「未定稿」と手書きで書き加えた上で同大臣勉強会において使用し、同大臣勉強会が終了した後は特段利用することが想定されておらず、その利用目的を達したことから、PDF形式の電磁的記録及び紙媒体で保存することとして、元のPDF形式以外の電磁的記録は廃棄した。
- (2)本件12文書については、各文書の1枚目に「未定稿」と手書きで記載されているものの、元のPDF形式以外の電磁的記録は利用目的を達したため廃棄し、PDF形式の電磁的記録及び紙媒体を保存したため、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他にPDF形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき

文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

- 3 不開示情報該当性について
- (1) 国家安全保障会議の開催場所について

別紙1の文書1,文書4及び文書7の不開示部分には,国家安全保障会議(四大臣会合又は九大臣会合)の開催場所が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する 重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力か ら妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を及ぼし、 ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めること につき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開 示とすることが妥当である。

(2) 国家安全保障会議の議事の内容等について

別紙1の文書3,文書6及び文書17の不開示部分には,国家安全保障会議における具体的な議事内容及び取扱区分等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3)関係省庁局長級会議における特定の法改正に係る検討の内容について 別紙5の文書2,文書3及び文書4の不開示部分には,「武力攻撃事 態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関す る法律」(以下「事態対処法」という。)改正に係る関係省庁局長級の 会議における具体的な検討の内容等が記載されている。

当該文書は、これを公にすることにより、整備法の一部としての事態 対処法の改正を含む我が国の安全保障上の諸問題への対応方針について の検討内容が明らかとなり、整備法の成立以降である原処分時点におい ても、将来の同種の法案の策定過程において政府部内での自由闊達な議 論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれる おそれがあると認められるので、法 5 条 5 号に該当し、同条 3 号につい て判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4)関係省庁の担当者の直通電話番号, FAX番号及びメールアドレス等 について

別紙5の文書5,文書12,文書19及び文書32(「Tel」及び「E-mail」部分)ないし文書34,別紙6の文書1及び文書6,別紙7-1の文書1及び文書2並びに別紙7-3の文書1ないし文書13の不開示部分には、関係省庁の担当者の直通電話番号,内線番号,F

AX番号及び電子メールアドレスが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### (5) 内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名について

別紙5の文書32(内閣官房内閣情報調査室「総務部」の右部分)の不開示部分には、内閣情報調査室の、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務を担当している課長相当職未満の職員の氏名が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、当該職員が特定され、情報を得ようとする者から当該職員に不当な働き掛けが行われるなど、当該室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (6)警察庁の職員の氏名について

別紙5の文書32 (警察庁警備局警備企画課の下部分)の不開示部分には、警察庁の警部及び同相当職以下の職員の氏名が記載されている。

- ア 当該部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、不開示とされた警察庁職員の氏名については、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、あるいは犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害しようと接近、懐柔しようとすることが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなど、個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあり、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの説明があった。
- イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、諮問庁の上記アの説明に特段不自然、 不合理な点は認められず、当該職員の氏名を公にすることにより、犯 罪等を企図する集団等の反社会的勢力によって当該職員が特定され、 当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされたり、ある いは直接又は間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられ、

警察活動の妨害が行われるなど、その業務に支障を来すおそれを否定 できない。

ウ したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、 鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認めら れるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもな く、不開示とすることが妥当である。

### (7)整備法の検討に係る不開示文書について

別紙8の文書1ないし文書3は国家安全保障会議,文書4は同会議の 幹事会,文書5ないし文書10は与党協議会の,それぞれ席上回収資料 であって,公にすることを前提としない文書であり,整備法の具体的な 検討の内容が記載されている。

当該文書は、これを公にすることにより、整備法に係る政府部内並び に政府及び与党間での未成熟な検討内容が明らかとなり、整備法の成立 以降である原処分時点においても、将来の同種の法案の策定作業におい て政府部内での自由闊達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意 見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5 号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすること が妥当である。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号ないし6号に該当するとして不開示とした決定については、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号、4号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

## (第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別紙1(国家安全保障会議資料)

文書番号	名称
1	国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】(平成27年
	4月10日)
3	国家安全保障会議議事の記録(平成27年4月10日)(1枚
	目)
4	国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】(平成27年
	4月24日)
6	国家安全保障会議議事の記録(平成27年4月27日)(1枚
	目)
7	国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】(平成27年
	5月14日)
1 7	国家安全保障会議議事の記録(平成27年5月14日)(1枚
' '	目)

※ なお、別紙番号及び文書番号は、原処分に対応するものである。(以下 同。)

別紙5 (関係省庁との協議資料)

文書番号	名称				
2		切れ目のない安全保障法制の整備のための事態対			
	平成26年9	処法制の改正の方向性(案)			
3	月24日 関	存立事態(仮称)に至る前に必要となり得る準備			
	係省庁局長級	等のための措置の例			
4	会議資料 存立事態(仮称)における国以外の者(地方な				
4		団体及び民間事業者)の協力			
	武力攻撃事態	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並			
5	法	びに国及び国民の安全の確保に関する法律」等を			
	引用法令照会	引用している法律について(照会)			
1 2	PKO法	「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する			
1 2	引用法令照会	法律」等を引用している法律について(照会)			
	整備法,新法 - 法令協議	「一括改正法律案(題名検討中)」及び「国際平			
1 9		和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国			
1 3		の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律			
		案」について(協議)			
3 2		質問及び回答【様式1】一括改正法律案(題名検			
3 2		討中)に対する質問事項(統合)			
		質問及び回答【様式1】国際平和共同対処事態に			
3 3		際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する			
		協力支援活動に関する法律に対する質問事項(統			
		合)			
3 4		質問及び回答【様式2】一括改正法律案(題名検			
3 4		討中)に対する意見(人事院)			

## 別紙6 (法案閣議決定関連文書)

文書	名称					
番号	ግባለ					
1	閣議請議	決裁文書(我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資				
l	決裁文書	するための自衛隊法等の一部を改正する法律案について)				
	閣議案件	閣議案件登録(我が国及び国際社会の平和及び安全の確保				
6	登録関係	に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案につい				
	資料	て)				

# 別紙7-1 (国会関係)

文書 番号	名称		
		決裁文書(我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に	
1	法案趣旨  説明・提	資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案の趣旨   説明について)	
2	案理由説 明	決裁文書(我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に 資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案の提案 理由説明について)	
3		(目次) (未定稿)	
4		(総論) (未定稿)	
5		(事態対処法) (未定稿)	
6		(米軍行動関連措置法) (未定稿)	
7	平成27	(海上輸送規制法) (未定稿)	
8	年GW	(捕虜取扱い法) (未定稿)	
9	大臣勉強	(自衛隊法) (未定稿)	
1 0	会想定集	(周辺事態法) (未定稿)	
1 1		(国際平和支援法)(未定稿)	
1 2		(船舶検査活動法) (未定稿)	
1 3		(PKO法) (未定稿)	
1 4		(NSC設置法) (未定稿)	

# 別紙7-3 (国会関係 質問主意書)

文書				
番号	名称			
1	参議院議員浜田和幸君提出「国の存立を全うし、国民を守る為の切れ			
	目のない安全保障法制の整備についての一問一答」に関する質問主意			
	書			
2	参議院議員小西洋之君提出安倍内閣の参議院憲法審査会附帯決議違反			
	による憲法第九条解釈変更の強行に関する質問主意書			
3	衆議院議員岡田克也君提出集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の			
3	変更等に関する質問主意書			
4	参議院議員小西洋之君提出安倍内閣の参議院憲法審査会附帯決議違反			
	による憲法第九条解釈変更の強行の更なる追求に関する質問主意書			
5	衆議院議員緒方林太郎君提出既存の政府見解と閣議決定との関係に関			
	する質問主意書			
6	参議院議員櫻井充君提出「集団的自衛権の定義における「自国と密接			
	な関係にある外国に対する武力攻撃」」に関する質問主意書			
7	衆議院議員緒方林太郎君提出集団的自衛権をめぐる歴史的変遷に関す			
'	る質問主意書			
8	参議院議員櫻井充君提出「自国と密接な関係にある外国」と集団的自			
	衛権の行使に関する質問主意書			
	衆議院議員逢坂誠二君提出閣議決定「国の存立を全うし,国民を守る			
9	ための切れ目のない安全保障法制の整備について」に関する質問主意			
	書			
1 0	参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定における内閣法制局設置法			
	上の意見事務の実態等に関する質問主意書			
1 1	衆議院議員緒方林太郎君提出従来の政府見解の基本的な論理に関する			
	質問主意書			
1 2	衆議院議員原口一博君提出切れ目のない安全保障法制の整備に関する			
	質問主意書			
1 3	参議院議員小西洋之君提出限定的な集団的自衛権行使を法理として認			
	めた政府見解等に関する質問主意書			

# 別紙 8

文書 1	国家安全保障会議(平成26年9月10	0日)	席上回収資料
文書 2	国家安全保障会議(平成27年4月10	0日)	席上回収資料
文書 3	国家安全保障会議(平成27年4月24	4日)	席上回収資料
文書 4	幹事会資料		
文書 5	第12回与党協議会 席上回収資料		
文書 6	第13回与党協議会 席上回収資料		
文書7	第14回与党協議会 席上回収資料		
文書8	第15回与党協議会 席上回収資料		
文書 9	第17回与党協議会 席上回収資料		
文書10	第21回与党協議会 席上回収資料		